

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則等の一部改正（案）」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和5年3月6日（月曜日）から4月4日（火曜日）まで

2 意見募集結果

(1) 意見提出件数 1件（意見提出者数 1人）

(2) 意見区分

区分	延べ件数
1 改正内容に関する意見	—
2 その他	1件
合計	1件

(3) 意見の反映状況

区分	延べ件数
A 規則等に反映させたもの	—
B 意見の趣旨がすでに規則等に盛り込まれているもの	—
C 今後の取組において参考にするもの	1件
D 規則等に反映できないもの	—
E その他	—
合計	1件

3 提出意見及びこれに対する県の考え方

整理番号	意見内容区分	意見要旨	意見反映区分	県の考え方
1	2	<p>改正内容は、法令名やエネルギー等に関する規定の整理のみならず、国内及び世界の深刻な地球温暖化の防止・被害の減少に資するような改正を同時に行うべき。</p> <p>例えば、「事業活動温暖化対策指針」については、以下のものを直ちに取り入れることが最低限必要と考える。</p> <p>①事業活動に係る燃料や設備、製品の製造等につき、温室効果ガス排出量が技術的に可能な限り低減できるものを採用すること。</p> <p>②温室効果ガスの排出量の削減目標について、国内だけではなく国際的な目標及びその動向を考慮すること。</p> <p>③再生可能エネルギー源の使用を積極的に進めること。その目標を持つこと。</p> <p>④石炭などの化石燃料の使用を、原則中止すること。</p>	C	<p>今回の改正趣旨は、法令名やエネルギー等に関する規定の整理を主としたものです。</p> <p>ご意見については、今後の脱炭素推進施策の参考とさせていただきます。</p>